



福岡医発第 1853 号 (地)
令和 4 年 10 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生労働大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量（以下「効能効果等」という。）によることとされておりますが、いわゆる「55 年通知」（添付資料 2 を参照）によれば、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品）が薬理作用に基づき処方された場合には、診療報酬明細書の審査に当たり、学術的に正しく、また、全国統一的な対応が求められているところであります。

平成 18 年には「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」が発出され、レセプトオンライン請求の義務化が進められることとなりましたが、日本医師会では、周辺問題が解決されないままオンライン化が進めば医療現場が混乱に陥ることから、オンライン化の実施に当たって解決すべき問題点の 1 つとして、デジタル化された画一的な審査ではなく、薬効薬理作用に基づいた医薬品の投与を認めるよう求められた経緯があります。

そこで、診療報酬明細書の審査に当たり薬理作用に基づく医薬品の適応外使用事例として認められるべき事例があれば、学会を通じて日本医学学会に随時提出いただき、定期的に厚生労働省に提示して解決を求めることとされております。

提出された事例については、厚生労働省からの付託を受け、社会保険診療報酬支払基金に設置されている「審査情報提供検討委員会」にて検討されておりますが、今般、添付資料 1 に示されている 14 例の適応外使用事例が診療報酬明細書の審査に当たり認められることとなり、審査情報提供事例として公表された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようお願いいたします。

なお、

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

- 1) 審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることが前提とされており、審査情報提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。
- 2) 今回追加になった事例は、審査情報提供事例の通番として、No. 366～No. 379とされており、過去に認められた審査情報提供事例につきましては、社会保険診療報酬支払基金のホームページ (<http://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/t-eikyojirei/yakuzai/index.html>) にて公開されております。
- 3) 本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」に掲載されます。

(添付資料)

1. 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて
(令 4. 9. 26 保医発 0926 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
〔別添〕審査情報提供(社会保険診療報酬支払基金 審査情報提供検討委員会)
2. 保険診療における医薬品の取扱いについて
(昭 55. 9. 3 保発第 51 号 厚生省保険局長(社会保険診療報酬支払基金理事長宛))

日医発第1285号（保険）
令和 4 年 9 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
(公印省略)

医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生労働大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量（以下「効能効果等」という。）によることとされておりますが、いわゆる「55年通知」（添付資料2を参照）によれば、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品）が薬理作用に基づき処方された場合には、診療報酬明細書の審査に当たり、学術的に正しく、また、全国統一的な対応が求められているところであります。

また、平成18年には「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」が発出され、レセプトオンライン請求の義務化が進められることとなりましたが、日本医師会としては、周辺問題が解決されないままオンライン化が進めば医療現場が混乱に陥ることから、オンライン化の実施に当たって解決すべき問題点の1つとして、デジタル化された画一的な審査ではなく、薬効薬理作用に基づいた医薬品の投与を認めるよう求めた経緯があります。

そこで、診療報酬明細書の審査に当たり薬理作用に基づく医薬品の適応外使用事例として認められるべき事例があれば、学会を通じて日本医学学会に随時提出頂くこととし、定期的に厚生労働省に提示して解決を求めることとしており

ます。

提出された事例については、厚生労働省からの付託を受け、社会保険診療報酬支払基金に設置されている「審査情報提供検討委員会」にて検討されておりますが、今般、添付資料 1 に示されている 14 例の適応外使用事例が診療報酬明細書の審査に当たり認められることとなり、審査情報提供事例として公表されましたので、お知らせ申し上げます。

なお、審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることが前提とされており、審査情報提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

また、今回追加になった事例は、審査情報提供事例の通番として、No.366～No.379 とされておりますが、過去に認められた審査情報提供事例につきましては、社会保険診療報酬支払基金のホームページにて公開されております。

(<http://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/teikyojirei/yakuzai/index.html>)

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」に掲載致します。

(添付資料)

1. 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

(令 4. 9. 26 保医発 0926 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

〔別添〕審査情報提供

(社会保険診療報酬支払基金 審査情報提供検討委員会)

2. 保険診療における医薬品の取扱いについて

(昭 55. 9. 3 保発第 51 号厚生省保険局長 (社会保険診療報酬支払基金理事長宛))

保医発 0926 第 1 号
令和 4 年 9 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生労働大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量（以下「効能効果等」という。）によることとされているところであるが、「保険診療における医薬品の取扱いについて」（昭和 55 年 9 月 3 日付保発第 51 号厚生省保険局長通知）により、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品をいう。）が薬理作用に基づき処方された場合には、診療報酬明細書の医薬品の審査に当たり、学術的に正しく、また、全国統一的な対応が求められているところである。

これを踏まえ、今般、当該効能効果等の適応外使用の事例について、社会保険診療報酬支払基金が設置している「審査情報提供検討委員会」において検討が行われ、検討結果が取りまとめられたところである。

厚生労働省としては、別添の検討結果は妥当適切なものと考えているので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

別添

審 査 情 報 提 供

社 会 保 険 診 療 報 酬 支 払 基 金

審査情報提供検討委員会

<http://www.ssk.or.jp>

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

第 27 次審査情報提供事例

事例 No.	タイトル（申請学会）	ページ
366	アセタゾラミド①（小児神経 6）	1
367	アセタゾラミド②（小児神経 7）	3
368	スピロノラクトン③（小児神経 8）	5
369	フロセミド②（小児神経 9）	7
370	シメチジン（小児科 6 3）	9
371	メトトレキサート③（小児科 6 4）	11
372	メトトレキサート④（小児科 6 5）	13

373	メトトレキサート⑤（小児科 6 6）	15
374	アジスロマイシン水和物②（小児科 6 7）	17
375	アジスロマイシン水和物③（小児科 6 8）	20
376	ドキシサイクリン塩酸塩水和物③（小児科 6 9）	22
377	L-アルギニン塩酸塩①（小児科 7 0）	24
378	L-アルギニン塩酸塩②（小児科 7 1）	26
379	メトトレキサート⑥（血液 2 2、リンパ網内系 1）	28

3 6 6 アセタゾラミド①（小児神経6）

○ 標榜薬効（薬効コード）

利尿剤（2 1 3）

○ 成分名

アセタゾラミド【内服薬】

○ 主な製品名

ダイアモックス末、ダイアモックス錠 250 mg

○ 承認されている効能・効果

(1) ダイアモックス末

緑内障、てんかん（他の抗てんかん薬で効果不十分な場合に付加）、
肺気腫における呼吸性アシドーシスの改善、心性浮腫、肝性浮腫、月
経前緊張症、メニエル病及びメニエル症候群

(2) ダイアモックス錠 250mg

緑内障、てんかん（他の抗てんかん薬で効果不十分な場合に付加）、
肺気腫における呼吸性アシドーシスの改善、心性浮腫、肝性浮腫、月
経前緊張症、メニエル病及びメニエル症候群、睡眠時無呼吸症候群

○ 承認されている用法・用量

〈緑内障〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして 1 日 250～1,000mg を分割経
口投与する。

〈てんかん（他の抗てんかん薬で効果不十分な場合に付加）〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして 1 日 250～750mg を分割経口
投与する。

〈肺気腫における呼吸性アシドーシスの改善、心性浮腫、肝性浮腫〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして 1 日 1 回 250～500mg を経口
投与する。

〈月経前緊張症〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして 1 日 1 回 125～375mg を月経
前 5～10 日間又は症状が発現した日から経口投与する。

〈メニエル病及びメニエル症候群〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして 1 日 1 回 250～750mg を経口
投与する。

〈睡眠時無呼吸症候群（ダイアモックス錠 250mg のみ）〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして 1 日 250～500mg を分割経口投与する。

なお、いずれの場合も、年齢、症状により適宜増減する。

○ 薬理作用

炭酸脱水酵素抑制作用

○ 使用例

原則として、「アセタゾラミド【内服薬】」を「周期性四肢麻痺」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

通常、アセタゾラミドとして 1 日 250～750mg を分割経口投与する。
なお、年齢、症状により適宜増減する。

(2) 代謝性アシドーシス、低カリウム血症、低ナトリウム血症等の電解質異常があらわれることがあるので、異常が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行う。

(3) 腎疾患、肝疾患又は糖代謝異常のある患者においては慎重に投与する。

3 6 7 アセタゾラミド②（小児神経7）

○ 標榜薬効（薬効コード）

利尿剤（2 1 3）

○ 成分名

アセタゾラミド【内服薬】

○ 主な製品名

ダイアモックス末、ダイアモックス錠 250 mg

○ 承認されている効能・効果

(1) ダイアモックス末

緑内障、てんかん（他の抗てんかん薬で効果不十分な場合に付加）、
肺気腫における呼吸性アシドーシスの改善、心性浮腫、肝性浮腫、月
経前緊張症、メニエル病及びメニエル症候群

(2) ダイアモックス錠 250mg

緑内障、てんかん（他の抗てんかん薬で効果不十分な場合に付加）、
肺気腫における呼吸性アシドーシスの改善、心性浮腫、肝性浮腫、月
経前緊張症、メニエル病及びメニエル症候群、睡眠時無呼吸症候群

○ 承認されている用法・用量

〈緑内障〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして1日250～1,000mgを分割経
口投与する。

〈てんかん（他の抗てんかん薬で効果不十分な場合に付加）〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして1日250～750mgを分割経口
投与する。

〈肺気腫における呼吸性アシドーシスの改善、心性浮腫、肝性浮腫〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして1日1回250～500mgを経口
投与する。

〈月経前緊張症〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして1日1回125～375mgを月経
前5～10日間又は症状が発現した日から経口投与する。

〈メニエル病及びメニエル症候群〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして1日1回250～750mgを経口
投与する。

〈睡眠時無呼吸症候群（ダイアモックス錠 250mgのみ）〉

通常、成人にはアセタゾラミドとして 1 日 250～500mg を分割経口投与する。

なお、いずれの場合も、年齢、症状により適宜増減する。

○ 薬理作用

炭酸脱水酵素抑制作用

○ 使用例

原則として、「アセタゾラミド【内服薬】」を「発作性失調症」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

通常、アセタゾラミドとして 1 日 250～750mg を分割経口投与する。
なお、年齢、症状により適宜増減する。

(2) 代謝性アシドーシス、低カリウム血症、低ナトリウム血症等の電解質異常があらわれることがあるので、異常が認められた場合には投与を中止するなど適切な処置を行う。

(3) 腎疾患、肝疾患又は糖代謝異常のある患者においては慎重に投与する。

368 スピロノラクトン③（小児神経8）

○ 標榜薬効（薬効コード）

利尿剤（213）

○ 成分名

スピロノラクトン【内服薬】

○ 主な製品名

アルダクトンA細粒 10%、アルダクトンA錠 25mg、アルダクトンA錠 50mg、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

- 高血圧症（本態性、腎性等）
- 心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、特発性浮腫、悪性腫瘍に伴う浮腫および腹水、栄養失調性浮腫
- 原発性アルドステロン症の診断および症状の改善

○ 承認されている用法・用量

スピロノラクトンとして、通常成人 1 日 50～100mg を分割経口投与する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

ただし、「原発性アルドステロン症の診断および症状の改善」のほかは他剤と併用することが多い。

○ 薬理作用

抗アルドステロン作用

○ 使用例

原則として、「スピロノラクトン【内服薬】」を「低カリウム性周期性四肢麻痺」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

- (1) 当該使用例の用法・用量

通常成人には 1 日 50～100mg、小児には体重当たり 1 日 1～3mg を

分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

- (2) 難治例や既存治療で効果不十分な場合に限り認める。
- (3) 腎機能障害、電解質異常の患者には慎重に投与すること。

369 フロセミド②（小児神経9）

○ 標榜薬効（薬効コード）

利尿剤（213）

○ 成分名

フロセミド【内服薬】

○ 主な製品名

ラシックス錠 10mg、ラシックス錠 20mg、ラシックス錠 40mg、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

高血圧症（本態性、腎性等）、悪性高血圧、心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、月経前緊張症、末梢血管障害による浮腫、尿路結石排出促進

○ 承認されている用法・用量

通常、成人にはフロセミドとして1日1回40～80mgを連日又は隔日経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。腎機能不全等の場合にはさらに大量に用いることもある。ただし、悪性高血圧に用いる場合には、通常、他の降圧剤と併用すること。

○ 薬理作用

- ① 利尿作用
- ② 降圧作用

○ 使用例

原則として、「フロセミド【内服薬】」を「高カリウム性周期性四肢麻痺」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

- (1) 当該使用例の用法・用量

通常、成人にはフロセミドとして1日1回40～80mg、小児には1日体重当たり1～4mgを連日又は隔日経口投与する。なお、年齢、症

状により適宜増減する。

- (2) 難治例や既存治療で効果不十分な場合に限り認める。
- (3) 腎機能障害、電解質異常の患者には慎重に投与すること。

370 シメチジン（小児63）

○ 標榜薬効（薬効コード）

消化性潰瘍用剤（232）

○ 成分名

シメチジン【内服薬】

○ 主な製品名

タガメット錠 200mg、タガメット錠 400mg、タガメット細粒 20%、カイロック細粒 40%、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

- 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、吻合部潰瘍、Zollinger-Ellison 症候群、逆流性食道炎、上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）
- 下記疾患の胃粘膜病変（びらん、出血、発赤、浮腫）の改善
急性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期

○ 承認されている用法・用量

〈胃潰瘍、十二指腸潰瘍〉

通常、成人にはシメチジンとして 1 日 800mg を 2 回（朝食後及び就寝前）に分割して経口投与する。また、1 日量を 4 回（毎食後及び就寝前）に分割もしくは 1 回（就寝前）投与することもできる。なお、年齢・症状により適宜増減する。

〈吻合部潰瘍、Zollinger-Ellison 症候群、逆流性食道炎、上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）〉

通常、成人にはシメチジンとして 1 日 800mg を 2 回（朝食後及び就寝前）に分割して経口投与する。また、1 日量を 4 回（毎食後及び就寝前）に分割して投与することもできる。なお、年齢・症状により適宜増減する。

ただし、上部消化管出血の場合には、通常注射剤で治療を開始し、内服可能となった後は経口投与に切りかえる。

〈下記疾患の胃粘膜病変（びらん、出血、発赤、浮腫）の改善急性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期〉

通常、成人にはシメチジンとして 1 日 400mg を 2 回（朝食後及び就寝前）に分割して経口投与する。また、1 日量を 1 回（就寝前）投与することもできる。なお、年齢・症状により適宜増減する。

○ 薬理作用

H₂受容体拮抗剤

○ 使用例

原則として、「シメチジン【内服薬】」を「P F A P A症候群」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

通常、シメチジンとして1日10～20 mg/kgを2回に分割して経口投与する。なお、効果不十分な場合は、1日単位の投与量として800 mgを超えない範囲で増量できる。

(2) 発熱のエピソードの頻度が高く、発熱に伴う苦痛や社会生活の制限により生活の質が低下している場合に限り認める。

(3) 本剤はH₂受容体拮抗薬であり、比較的安全性の高い薬剤ではあるが小児への安全性は確立していない。

(4) 年長児では自然寛解傾向がある疾患なので、投薬期間が漫然と長期間にならないよう留意する。

371 メトトレキサート③（小児64）

○ 標榜薬効（薬効コード）

他に分類されない代謝性医薬品（399）

○ 成分名

メトトレキサート【内服薬】

○ 主な製品名

リウマトレックスカプセル 2 mg、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

関節リウマチ、局所療法で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症状を伴う若年性特発性関節炎

○ 承認されている用法・用量

＜関節リウマチ、局所療法で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮症＞

通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして 6mg とし、1週間単位の投与量を 1 回又は 2～3 回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から 2 日目にかけて 12 時間間隔で投与する。1 回又は 2 回分割投与の場合は残りの 6 日間、3 回分割投与の場合は残りの 5 日間は休薬する。これを 1 週間ごとに繰り返す。

なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減するが、1 週間単位の投与量として 16mg を超えないようにする。

＜関節症状を伴う若年性特発性関節炎＞

通常、1 週間単位の投与量をメトトレキサートとして 4～10mg/m² とし、1 週間単位の投与量を 1 回又は 2～3 回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から 2 日目にかけて 12 時間間隔で投与する。1 回又は 2 回分割投与の場合は残りの 6 日間、3 回分割投与の場合は残りの 5 日間は休薬する。これを 1 週間ごとに繰り返す。

なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減する。

○ 薬理作用

免疫担当細胞への細胞増殖抑制作用等に基づく免疫抑制作用及び抗炎症作用等

○ 使用例

原則として、「メトトレキサート【内服薬】」を「若年性皮膚筋炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

成人：通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして6mgとし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減するが、1週間単位の投与量として16mgを超えないようにする。

小児：通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして4～10mg/m²とし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減する。

(2) 副作用に間質性肺炎・肺線維症があるため、間質性肺炎合併例には本剤の適用は慎重に検討する。

○ その他参考資料

- (1) 多発性筋炎・皮膚筋炎診療ガイドライン(2020 暫定版)
- (2) 若年性皮膚筋炎(JDM)診療の手引き

372 メトトレキサート④（小児65）

○ 標榜薬効（薬効コード）

他に分類されない代謝性医薬品（399）

○ 成分名

メトトレキサート【内服薬】

○ 主な製品名

リウマトレックスカプセル 2 mg、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

関節リウマチ、局所療法で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症状を伴う若年性特発性関節炎

○ 承認されている用法・用量

＜関節リウマチ、局所療法で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮症＞

通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして 6mg とし、1週間単位の投与量を 1 回又は 2～3 回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から 2 日目にかけて 12 時間間隔で投与する。1 回又は 2 回分割投与の場合は残りの 6 日間、3 回分割投与の場合は残りの 5 日間は休薬する。これを 1 週間ごとに繰り返す。

なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減するが、1 週間単位の投与量として 16mg を超えないようにする。

＜関節症状を伴う若年性特発性関節炎＞

通常、1 週間単位の投与量をメトトレキサートとして 4～10mg/m² とし、1 週間単位の投与量を 1 回又は 2～3 回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から 2 日目にかけて 12 時間間隔で投与する。1 回又は 2 回分割投与の場合は残りの 6 日間、3 回分割投与の場合は残りの 5 日間は休薬する。これを 1 週間ごとに繰り返す。

なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減する。

○ 薬理作用

免疫担当細胞への細胞増殖抑制作用等に基づく免疫抑制作用及び抗炎症作用等

○ 使用例

原則として、「メトトレキサート【内服薬】」を「高安動脈炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

成人：通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして6mgとし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減するが、1週間単位の投与量として16mgを超えないようにする。

小児：通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして4～10mg/m²とし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減する。

(2) 難治例や既存治療で効果不十分な場合に限り認める。

(3) 高安動脈炎は8～9割が女性だが、妊娠時や授乳時は禁忌である。

373 メトトレキサート⑤（小児66）

○ 標榜薬効（薬効コード）

他に分類されない代謝性医薬品（399）

○ 成分名

メトトレキサート【内服薬】

○ 主な製品名

リウマトレックスカプセル 2 mg、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

関節リウマチ、局所療法で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症状を伴う若年性特発性関節炎

○ 承認されている用法・用量

＜関節リウマチ、局所療法で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬又は乾癬性紅皮症＞

通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして 6mg とし、1週間単位の投与量を 1 回又は 2～3 回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から 2 日目にかけて 12 時間間隔で投与する。1 回又は 2 回分割投与の場合は残りの 6 日間、3 回分割投与の場合は残りの 5 日間は休薬する。これを 1 週間ごとに繰り返す。

なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減するが、1 週間単位の投与量として 16mg を超えないようにする。

＜関節症状を伴う若年性特発性関節炎＞

通常、1 週間単位の投与量をメトトレキサートとして 4～10mg/m² とし、1 週間単位の投与量を 1 回又は 2～3 回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から 2 日目にかけて 12 時間間隔で投与する。1 回又は 2 回分割投与の場合は残りの 6 日間、3 回分割投与の場合は残りの 5 日間は休薬する。これを 1 週間ごとに繰り返す。

なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減する。

○ 薬理作用

免疫担当細胞への細胞増殖抑制作用等に基づく免疫抑制作用及び抗炎症作用等

○ 使用例

原則として、「メトトレキサート【内服薬】」を「ANCA関連血管炎（顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症）」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

成人：通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして6mgとし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減するが、1週間単位の投与量として16mgを超えないようにする。

小児：通常、1週間単位の投与量をメトトレキサートとして4～10mg/m²とし、1週間単位の投与量を1回又は2～3回に分割して経口投与する。分割して投与する場合、初日から2日目にかけて12時間間隔で投与する。1回又は2回分割投与の場合は残りの6日間、3回分割投与の場合は残りの5日間は休薬する。これを1週間ごとに繰り返す。なお、患者の年齢、症状、忍容性及び本剤に対する反応等に応じて適宜増減する。

(2) 難治例や既存治療で効果不十分な場合に限り認める。

○ その他参考資料

血管炎症候群の診療ガイドライン（2017年改訂版）

374 アジスロマイシン水和物②（小児67）

○ 標榜薬効（薬効コード）

主としてグラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの（614）

○ 成分名

アジスロマイシン水和物【内服薬・注射薬】

○ 主な製品名

ジスロマック錠（250）、ジスロマック点滴静注用（500）、ジスロマック細粒小児用 10%、ジスロマックカプセル小児用 100mg、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

○ ジスロマック錠 250mg

<適応菌種>

アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、インフルエンザ菌、レジオネラ・ニューモフィラ、ペプトストレプトコッカス属、プレボテラ属、クラミジア属、マイコプラズマ属

<適応症>

深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、尿道炎、子宮頸管炎、骨盤内炎症性疾患、副鼻腔炎、歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎

○ ジスロマックカプセル小児用 100mg

○ ジスロマック細粒小児用 10%

<適応菌種>

アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、インフルエンザ菌、肺炎クラミジア（クラミジア・ニューモニエ）、マイコプラズマ属

<適応症>

咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、中耳炎

○ ジスロマック点滴静注用 500mg

<適応菌種>

アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、インフルエンザ

菌、レジオネラ・ニューモフィラ、ペプトストレプトコッカス属、プレボテラ属、クラミジア属、マイコプラズマ属

< 適応症 >

肺炎、骨盤内炎症性疾患

○ 承認されている用法・用量

○ ジスロマック錠 250mg

< 深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、副鼻腔炎、歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎 >

成人にはアジスロマイシンとして、500mg（力価）を1日1回、3日間合計1.5g（力価）を経口投与する。

< 尿道炎、子宮頸管炎 >

成人にはアジスロマイシンとして、1000mg（力価）を1回経口投与する。

< 骨盤内炎症性疾患 >

成人にはアジスロマイシン注射剤による治療を行った後、アジスロマイシンとして250mg（力価）を1日1回経口投与する。

○ ジスロマックカプセル小児用 100mg

○ ジスロマック細粒小児用 10%

小児には、体重1kgあたり10mg（力価）を1日1回、3日間経口投与する。

ただし、1日量は成人の最大投与量500mg（力価）を超えないものとする。

○ ジスロマック点滴静注用 500mg

成人にはアジスロマイシンとして500mg（力価）を1日1回、2時間かけて点滴静注する。

○ 薬理作用

抗菌作用

○ 使用例

原則として、「アジスロマイシン水和物【内服薬】・【注射薬】」を「小児副鼻腔炎」、「百日咳」に対して処方・使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

当該使用例の用法・用量

(1) 副鼻腔炎

小児には、体重 1kg あたり 10mg（力価）を 1 日 1 回、3 日間投与する。ただし、1 日量は成人の最大投与量 500mg（力価）を超えないものとする。

(2) 百日咳

ア 生後 6 ヶ月未満

体重 1kg あたり 10mg（力価）を 1 日 1 回、5 日間投与する。

イ 生後 6 ヶ月以上

初日は体重 1kg あたり 10 mg（力価）（最大 500mg）を 1 日 1 回、2 日目から 5 日目までは体重 1 kg あたり 5mg（力価）（最大 250mg）を 1 日 1 回投与する。

○ その他参考資料

小児の咳嗽診療ガイドライン 2020

375 アジスロマイシン水和物③（小児68）

○ 標榜薬効（薬効コード）

主としてグラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの（614）

○ 成分名

アジスロマイシン水和物【内服薬・注射薬】

○ 主な製品名

ジスロマック錠（250）、ジスロマック点滴静注用（500）、ほか後発品あり

○ 承認されている効能・効果

○ ジスロマック錠 250mg

< 適応菌種 >

アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、インフルエンザ菌、レジオネラ・ニューモフィラ、ペプトストレプトコッカス属、プレボテラ属、クラミジア属、マイコプラズマ属

< 適応症 >

深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、尿道炎、子宮頸管炎、骨盤内炎症性疾患、副鼻腔炎、歯周組織炎、歯冠周囲炎、顎炎

○ ジスロマック点滴静注用 500mg

< 適応菌種 >

アジスロマイシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、モラクセラ（ブランハメラ）・カタラーリス、インフルエンザ菌、レジオネラ・ニューモフィラ、ペプトストレプトコッカス属、プレボテラ属、クラミジア属、マイコプラズマ属

< 適応症 >

肺炎、骨盤内炎症性疾患

○ 承認されている用法・用量

○ ジスロマック錠 250mg

< 深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、咽頭・喉頭炎、扁桃炎（扁桃周囲炎、扁桃周囲膿瘍を含む）、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、副鼻腔炎、歯周組織炎、歯冠周囲

炎、顎炎＞

成人にはアジスロマイシンとして、500mg（力価）を1日1回、3日間合計1.5g（力価）を経口投与する。

＜尿道炎、子宮頸管炎＞

成人にはアジスロマイシンとして、1000mg（力価）を1回経口投与する。

＜骨盤内炎症性疾患＞

成人にはアジスロマイシン注射剤による治療を行った後、アジスロマイシンとして250mg（力価）を1日1回経口投与する。

○ ジスロマック点滴静注用 500mg

成人にはアジスロマイシンとして500mg（力価）を1日1回、2時間かけて点滴静注する。

○ 薬理作用

抗菌作用

○ 使用例

原則として、「アジスロマイシン水和物【内服薬】・【注射薬】」を「現行の適応症について小児」に対して処方・使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用に基づいており、妥当と推定される。

○ 留意事項

当該使用例の用法・用量

(1) 内服薬

小児には、体重1kgあたり10mg（力価）を1日1回、3日間経口投与する。ただし、1日量は成人の最大投与量500mg（力価）を超えないものとする。

(2) 注射薬

小児には、体重1kgあたり10mg（力価）を1日1回、2時間かけて点滴静注する。ただし、1日量は成人の最大投与量500mg（力価）を超えないものとする。

○ その他参考資料

小児の咳嗽診療ガイドライン 2020

376 ドキシサイクリン塩酸塩水和物③（小児69）

○ 標榜薬効（薬効コード）

主としてグラム陽性・陰性菌、リケッチケア、クラミジアに作用するもの（615）

○ 成分名

ドキシサイクリン塩酸塩水和物【内服薬】

○ 主な製品名

ビブラマイシン錠（50）・（100）

○ 承認されている効能・効果

〈適応菌種〉

ドキシサイクリンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、淋菌、炭疽菌、大腸菌、赤痢菌、肺炎桿菌、ペスト菌、コレラ菌、ブルセラ属、Q熱リケッチア（コクシエラ・ブルネティ）、クラミジア属

〈適応症〉

表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、乳腺炎、骨髄炎、咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、前立腺炎（急性症、慢性症）、尿道炎、淋菌感染症、感染性腸炎、コレラ、子宮内感染、子宮付属器炎、眼瞼膿瘍、涙囊炎、麦粒腫、角膜炎（角膜潰瘍を含む）、中耳炎、副鼻腔炎、歯冠周囲炎、化膿性唾液腺炎、猩紅熱、炭疽、ブルセラ症、ペスト、Q熱、オウム病

○ 承認されている用法・用量

通常成人は初日ドキシサイクリン塩酸塩水和物として 1 日 200mg（力価）を 1 回又は 2 回に分けて経口投与し、2 日目よりドキシサイクリン塩酸塩水和物として 1 日量 100mg（力価）を 1 回に経口投与する。

なお、感染症の種類及び症状により適宜増減する。

○ 薬理作用

蛋白合成阻害作用

○ 使用例

原則として、「ドキシサイクリン塩酸塩水和物【内服薬】」を「小児のリケッチア感染症」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

小児には本剤を分割又は粉末にして 2.2mg/kg を 1 日 2 回投与する（最大投与量は 100 mg/回とする。）。なお、投与期間は、8 歳未満の軽症もしくは合併症のない症例には 5 日間、8 歳未満の重症もしくは合併症症例と 8 歳以上には 14 日間投与する。

(2) 小児等（特に歯牙形成期にある 8 歳未満の小児等）に投与した場合、歯牙の着色・エナメル質形成不全、また、一過性の骨発育不全を起こすことがある。

○ その他参考資料

- (1) CDC Morbidity and Mortality Weekly Report May Recommendations and Reports/Vol, 62/No, 3 March 29, 2013
- (2) Guidelines for diagnosis and management of rickettsial diseases in India

377 L-アルギニン塩酸塩①（小児70）

○ 標榜薬効（薬効コード）

他に分類されない代謝性医薬品（399）

○ 成分名

L-アルギニン塩酸塩【内服薬】

○ 主な製品名

アルギU配合顆粒

○ 承認されている効能・効果

下記疾患における血中アンモニア濃度の上昇抑制

先天性尿素サイクル異常症[カルバミルリン酸合成酵素欠損症、オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症、アルギニノコハク酸合成酵素欠損症（シトルリン血症）、アルギニノコハク酸分解酵素欠損症（アルギニノコハク酸尿症）] 又はリジン尿性蛋白不耐症（ただし、アルギニンの吸収阻害が強い患者を除く）

○ 承認されている用法・用量

通常、1日量として、体重1kg当たり0.15～0.50g（L-アルギニンとして0.12～0.38g）を3～6回に分割し、経口投与する。なお、年齢、症状に応じて適宜増減する。

一般に少量より開始し、血中アンモニア濃度、自他覚症状等を参考に十分な効果が得られるまで漸増する。また、食事管理（低蛋白食）及び必須アミノ酸補給等の十分な栄養管理の下に投与する。

○ 薬理作用

尿素サイクル異常症薬

○ 使用例

原則として「L-アルギニン塩酸塩【内服薬】」を「ミトコンドリア病」に対して使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

当該使用例の用法・用量

1日量として、体重 1kg 当たり 0.3～0.5g を、毎食後 3 回経口投与する。脳卒中様発作が起こった場合、その重症度及び発作の頻度を勘案し、適宜増減する。

○ その他参考資料

(1) Genetics in Medicine : official journal of the American College of Medical Genetics. 2015;17(9) .

”Diagnosis and management of mitochondrial disease: a consensus statement from the Mitochondrial Medicine Society”

(2) Genetics in Medicine : official journal of the American College of Medical Genetics. 2017;19(12) .

”Patient care standards for primary mitochondrial disease: a consensus statement from the Mitochondrial Medicine Society”

378 L-アルギニン塩酸塩②（小児71）

○ 標榜薬効（薬効コード）

他に分類されない代謝性医薬品（399）

○ 成分名

L-アルギニン塩酸塩【注射薬】

○ 主な製品名

アルギU点滴静注 20g 10% 200ml

○ 承認されている効能・効果

下記疾患における高アンモニア血症の急性増悪において経口製剤により調節不能な場合の緊急的血中アンモニア濃度の低下

先天性尿素サイクル異常症〔カルバミルリン酸合成酵素欠損症、オルニチントランスカルバミラーゼ欠損症、アルギニノコハク酸合成酵素欠損症（シトルリン血症）、アルギニノコハク酸分解酵素欠損症（アルギニノコハク酸尿症）〕又はリジン尿性蛋白不耐症

○ 承認されている用法・用量

通常、1日量として、体重1kg 当たり2～10mL を1時間以上かけて点滴静注する。

○ 薬理作用

尿素サイクル異常症薬

○ 使用例

原則として、「L-アルギニン塩酸塩【注射薬】」を「ミトコンドリア病」に対して使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

当該使用例の用法・用量

末梢血管から体重1kg 当たり5ml（1回量で最大200ml）を1時間以上かけて点滴静注する。点滴終了後に、脳卒中様発作を疑う症状（頭痛、嘔吐に加えて、けいれん、麻痺、意識障害、視野異常のいず

れかが存在している)が継続して観察される場合、上記用量を追加で使用する。

○ その他参考資料

(1) Genetics in Medicine : official journal of the American College of Medical Genetics. 2015;17(9) .

“Diagnosis and management of mitochondrial disease: a consensus statement from the Mitochondrial Medicine Society”

(2) Genetics in Medicine : official journal of the American College of Medical Genetics. 2017;19(12) .

“Patient care standards for primary mitochondrial disease: a consensus statement from the Mitochondrial Medicine Society”

379 メトトレキサート⑥（血液22、リンパ網内系1）

○ 標榜薬効（薬効コード）

代謝拮抗剤（422）

○ 成分名

メトトレキサート【注射薬】

○ 主な製品名

注射用メソトレキセート 5mg / 注射用メソトレキセート 50mg

メソトレキセート点滴静注液 200mg / メソトレキセート点滴静注液 1000mg

○ 承認されている効能・効果

＜注射用メソトレキセート 5 mg＞

下記疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解

急性白血病、慢性リンパ性白血病、慢性骨髄性白血病、絨毛性疾患（絨毛癌、破壊胎状奇胎、胎状奇胎）

乳癌

尿路上皮癌

＜注射用メソトレキセート 50 mg＞

下記疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解

急性白血病、慢性リンパ性白血病、慢性骨髄性白血病、絨毛性疾患（絨毛癌、破壊胎状奇胎、胎状奇胎）

乳癌

肉腫（骨肉腫、軟部肉腫等）

急性白血病の中樞神経系及び睾丸への浸潤に対する寛解

悪性リンパ腫の中樞神経系への浸潤に対する寛解

胃癌に対するフルオロウラシルの抗腫瘍効果の増強

尿路上皮癌

＜メソトレキセート点滴静注液 200 mg、1000 mg＞

メトトレキサート・ロイコボリン救援療法：

肉腫（骨肉腫、軟部肉腫等）

急性白血病の中樞神経系及び睾丸への浸潤に対する寛解

悪性リンパ腫の中樞神経系への浸潤に対する寛解

○ 承認されている用法・用量

<注射用メソトレキセート 5 mg>

本剤は静脈内、髄腔内又は筋肉内に注射する。

また、必要に応じて動脈内又は腫瘍内に注射する。

- ・ 急性白血病、慢性リンパ性白血病、慢性骨髄性白血病

メソトレキセートとして、通常、次の量を 1 日量として、1 週間に 3～6 回注射する。

幼児 1.25～2.5 mg

小児 2.5～ 5 mg

成人 5 ～10 mg

白血病の髄膜浸潤による髄膜症状（髄膜白血病）には、1 回の注射量を体重 1kg 当たり 0.2～0.4mg として、髄腔内に 2～7 日ごとに 1 回注射する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

- ・ 絨毛性疾患

1 クールを 5 日間とし、メソトレキセートとして、通常、成人 1 日 10～30 mg を注射する。休薬期間は通常、7～12 日間であるが、前回の投与によって副作用があらわれた場合は、副作用が消失するまで休薬する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

- ・ 乳癌

シクロホスファミド及びフルオロウラシルとの併用において、メソトレキセートとして、通常、成人 1 回 40 mg/m² を静脈内注射する。前回の投与によって副作用があらわれた場合は、減量するか又は副作用が消失するまで休薬する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

標準的な投与量及び投与方法は、シクロホスファミドを 1 日量として 65 mg/m² を 14 日間連日経口投与、メソトレキセートを 1 日量として 40 mg/m² を第 1 日目と第 8 日目に静脈内投与、及びフルオロウラシルを 1 日量として 500 mg/m² を第 1 日目と第 8 日目に静脈内投与する。これを 1 クールとして 4 週ごとに繰り返す。

- ・ M-VAC 療法（尿路上皮癌）

ビンブラスチン硫酸塩、ドキソルビシン塩酸塩及びシスプラチンとの併用において、メソトレキセートとして、通常、成人 1 回 30 mg/m² を静脈内注射する。前回の投与によって副作用があらわれた場合は、減量するか又は副作用が消失するまで休薬する。なお、年齢、症状により適宜減量する。

標準的な投与量及び投与方法は、治療 1、15 及び 22 日目にメソトレキセート 30 mg/m²、治療 2、15 及び 22 日目にビンブラス

チン硫酸塩 3 mg/m²、治療 2 日目にドキソルビシン塩酸塩 30 mg (力価) /m² 及びシスプラチン 70 mg/m² を静脈内投与する。これを 1 クールとして 4 週ごとに繰り返す。

<注射用メソトレキセート 50 mg>

本剤は静脈内、髄腔内又は筋肉内に注射する。

また、必要に応じて動脈内又は腫瘍内に注射する。

・急性白血病、慢性リンパ性白血病、慢性骨髄性白血病

メソトレキセートとして、通常、次の量を 1 日量として、1 週間に 3～6 回注射する。

幼児 1.25～2.5 mg

小児 2.5～ 5 mg

成人 5 ～10 mg

白血病の髄膜浸潤による髄膜症状（髄膜白血病）には、1 回の注射量を体重 1kg 当たり 0.2～0.4mg として、髄腔内に 2～7 日ごとに 1 回注射する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

・絨毛性疾患

1 クールを 5 日間とし、メソトレキセートとして、通常、成人 1 日 10～30 mg を注射する。休薬期間は通常、7～12 日間であるが、前回の投与によって副作用があらわれた場合は、副作用が消失するまで休薬する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

・乳癌

シクロホスファミド及びフルオロウラシルとの併用において、メソトレキセートとして、通常、成人 1 回 40 mg/m² を静脈内注射する。前回の投与によって副作用があらわれた場合は、減量するか又は副作用が消失するまで休薬する。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

標準的な投与量及び投与方法は、シクロホスファミドを 1 日量として 65 mg/m² を 14 日間連日経口投与、メソトレキセートを 1 日量として 40 mg/m² を第 1 日目と第 8 日目に静脈内投与、及びフルオロウラシルを 1 日量として 500 mg/m² を第 1 日目と第 8 日目に静脈内投与する。これを 1 クールとして 4 週ごとに繰り返す。

・肉腫

メソトレキセートとして、通常、1 週間に 1 回 100～300 mg/kg を約 6 時間で点滴静脈内注射する。その後、ロイコボリンの投与を行う注 1)。メソトレキセートの投与間隔は、1 ～ 4 週間とする。なお、年齢、症状により適宜増減する。

・急性白血病、悪性リンパ腫

メトトレキサートとして、通常、1週間に1回30～100 mg/kg（有効なメトトレキサート脳脊髄液濃度を得るには、1回メトトレキサートとして30 mg/kg以上の静脈内注射が必要）を約6時間で点滴静脈内注射する。

その後、ロイコボリンの投与を行う注1)。メトトレキサートの投与間隔は、1～4週間とする。なお、年齢、症状により適宜増減する。

- ・胃癌に対するフルオロウラシルの抗腫瘍効果の増強

通常、成人にはメトトレキサートとして1回100 mg/m²（3 mg/kg）を静脈内注射した後、1～3時間後にフルオロウラシルとして1回600 mg/m²（18 mg/kg）を静脈内注射又は点滴静脈内注射する。その後、ロイコボリンの投与を行う注2)。本療法の間隔は、1週間とする。なお、年齢、症状により適宜増減する。

- ・M-VAC療法（尿路上皮癌）

ビンブラスチン硫酸塩、ドキソルビシン塩酸塩及びシスプラチンとの併用において、メトトレキサートとして、通常、成人1回30 mg/m²を静脈内注射する。前回の投与によって副作用があらわれた場合は、減量するか又は副作用が消失するまで休薬する。なお、年齢、症状により適宜減量する。

標準的な投与量及び投与方法は、治療1、15及び22日目にメトトレキサート30 mg/m²、治療2、15及び22日目にビンブラスチン硫酸塩3 mg/m²、治療2日目にドキソルビシン塩酸塩30 mg（力価）/m²及びシスプラチン70 mg/m²を静脈内投与する。これを1クールとして4週ごとに繰り返す。

<メトトレキサート点滴静注液200 mg、1000 mg>

- ・メトトレキサート・ロイコボリン救済療法：肉腫

メトトレキサートとして、通常、1週間に1回100～300mg/kgを約6時間で点滴静脈内注射する。その後、ロイコボリンの投与を行う注)。メトトレキサートの投与間隔は、1～4週間とする。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

- ・急性白血病、悪性リンパ腫

メトトレキサートとして、通常、1週間に1回30～100mg/kg（有効なメトトレキサート脳脊髄液濃度を得るには、1回メトトレキサートとして30mg/kg以上の静脈内注射が必要）を約6時間で点滴静脈内注射する。

その後、ロイコボリンの投与を行う注)。メトトレキサートの投与間隔は、1～4週間とする。

なお、年齢、症状により適宜増減する。

○ 薬理作用

葉酸代謝拮抗作用、細胞増殖を抑制

○ 使用例

原則として、「メトトレキサート【注射薬】」を「悪性リンパ腫」に対して使用した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○ 留意事項

(1) 当該使用例の用法・用量

◇メトトレキサート・ロイコボリン救援療法（悪性リンパ腫）

メトトレキサートとして、通常、1週間に1回30～100mg/kg（有効なメトトレキサート脳脊髄液濃度を得るには、1回メトトレキサートとして30mg/kg以上の静脈内注射が必要）を約6時間で点滴静脈内注射する。その後、ロイコボリンの投与を行う。メトトレキサートの投与間隔は、1～4週間とする。なお、年齢、症状により適宜増減する。

(2) 添付文書の記載のうち、メトトレキサート・ロイコボリン救援療法に関する「警告」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「使用上の注意」、「投与上の注意」に同じ。

○ その他参考資料

(1) 造血器腫瘍診療ガイドライン 2018年版補訂版（2020）

(2) NCCN Clinical Practice Guidelines in Oncology: B-Cell Lymphomas Ver 4. 2021

(3) NCCN Clinical Practice Guidelines in Oncology: Acute Lymphoblastic Leukemia Ver 2. 2021

保発第51号

昭和55年9月3日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生省保険局長

保険診療における医薬品の取扱いについて

保険診療における医薬品の取扱いについては、別添昭和54年8月29日付書簡の主旨に基づき、下記によるものであるので通知する。

なお、医療用医薬品については、薬理作用を重視する観点から中央薬事審議会に薬効問題小委員会が設置され、添付文書に記載されている薬理作用の内容等を充実する方向で検討が続けられているところであるので申し添える。

記

1. 保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量（以下「効能効果等」という。）によることとされているが、有効性及び安全性の確認された医薬品（副作用報告義務期間又は再審査の終了した医薬品をいう。）を薬理作用に基づいて処方した場合の取扱いについては、学術上誤りなきを期し一層の適正化を図ること。
2. 診療報酬明細書の医薬品の審査に当たっては、厚生大臣の承認した効能効果等を機械的に適用することによって都道府県の間においてアンバランスを来すことのないようにすること。